

熊本県公報

第 1 1 1 5 7 号
平成 16 年 8 月 16 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 定数漁業の許可申請期間……………(漁政課) 1
 - 熊本県環境影響評価審査会の会議の開催……………(熊本県環境影響評価審査会) 1

告 示

熊本県告示第 860 号

熊本県漁業調整規則(昭和40年熊本県規則第18号の2)第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。
平成16年8月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

| 漁 業 名 称 | 漁 業 種 類 | 操 業 区 域 |
|----------|-------------|---------|
| 機船船びき網漁業 | いわし機船船びき網漁業 | 不知火海 |
| 吾智網漁業 | 吾智網漁業 | 不知火海 |
| 流し網漁業 | かに流し網漁業 | 不知火海 |
| 固定式刺し網漁業 | くちぞこ刺し網漁業 | 不知火海 |

2 申請期間

平成16年8月16日から平成16年8月23日まで

登 載 依 頼

熊本県環境影響評価審査会公告第 4 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。
平成16年8月16日

熊本県環境影響評価審査会会長 今 江 正 知

1 開催日時

平成16年8月23日(月)
午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2階「ひばり」

3 審議内容

「九州産廃株式会社 廃棄物の最終処分場拡張工事」環境影響評価準備書について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111

